

令和3年度鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会

次 第

日時：令和3年11月16日（火）

10：00～12：00（予定）

場所：鳥取市役所本庁舎6階 第7会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 委員紹介

4 議 事

【協議事項】

- (1) 鳥取市人権施策の取組について ... 資料1、資料2
- (2) 犯罪被害者支援について ... 資料3

【報告事項】

- (1) ネットモニタリングの取組について ... 資料4
- (2) 相談支援の状況について ... 資料5
- (3) L G B Tの取組について ... 資料6

5 その他

6 閉 会

【資料】

- 資料1 鳥取市人権施策基本方針(第2次改訂)取組状況
- 資料2 人権施策関連事業令和2年度事業実績及び令和3年度事業取組一覧表
- 資料3 犯罪被害者等支援の動向について
- 資料4 令和3年度削除依頼成功事例について
- 資料5 生活困窮者の支援について
- 資料6 性的マイノリティのためのコミュニティスペースについて

鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会 委員名簿

任期:令和2年11月1日から令和4年10月31日まで

	氏名	所属団体・職
1	石山 雄貴	鳥取大学地域学部 講師
2	今度 珠美	鳥取県情報モラルエドゥケーター 鳥取人権擁護委員協議会鳥取市部会
3	小谷 喜典	公募
4	佐藤 淳子	とっとり震災支援連絡協議会 事務局長
5	薛 幸夫	在日本大韓国民団鳥取県本部 常任顧問
6	田中 真一郎	鳥取市人権教育協議会 副会長 鳥取市地区人権啓発推進協議会連合会会長
7	谷口 麻有子	鳥取総合法律事務所 弁護士
8	中村 克彦	鳥取市自治連合会 副会長
9	西村 繁紀	部落解放同盟鳥取市協議会 書記長
10	濱江 和恵	青谷地域振興会議委員
11	福田 克彦	公募
12	藤野 謙一	鳥取こども学園 副園長
13	松田 吉正	鳥取市民生児童委員協議会 会長
14	松ノ谷 博	鳥取市手をつなぐ育成会 副会長
15	山口 雅彦	公募
16	山本 朝子	鳥取人権擁護委員協議会鳥取市部会

16名(50音順)

【事務局】鳥取市人権推進課

人権政策局長 兼人権推進課長	武田 敏男
人権推進課課長補佐	太田 奈津美
人権推進課 主任	高山 浩太郎
人権推進課 主任	山根 博之
人権推進課 主事	西尾 ゆりか
中央人権福祉セン ター所長	川口 寿弘
中央人権福祉セン ター副所長	川上 正樹

鳥取市人権施策基本方針(第2次改訂)取組状況

令和2年度 主要な人権施策の取組

基本的施策	事業等取組状況	実績
1 人権啓発		
<p>すべての人々が、あらゆる差別や人権問題を自らの課題として受け止め、日常の人権問題に敏感に気づくような感性を育み、様々な場面に生かすことができるよう人権意識の高揚を図ります。また、関係機関や市民団体との連携による各種集会や講演会、研修会等を継続して開催することで、人権教育・啓発の一層の推進に努めます。</p>		
(1)市民に対する啓発	<p>①市民集会等の開催 鳥取市人権教育協議会や関係団体と連携し、「人権尊重社会を実現する鳥取市民集会」を開催するほか、各総合支所や各人権福祉センターにおいても様々な人権に関する研修会や講演会を開催。</p>	<p>・鳥取市民集会 コロナ感染対策のため次年度に延期、令和3年度は中止 ・各支所主催研修会 2支所実施（青谷、佐治） 参加者数 計95人</p>
	<p>②人権とっとり講座の開催 様々な人権問題について市民に学習の機会を提供することを目的に、毎年テーマを決め講座を開催。</p>	<p>テーマ「みんなの幸福追求権～ともに地域で生きていくために～」 ・6講座1講演 計7回 ・参加者数 計914人</p>
	<p>③人権教育推進員による啓発活動 市民への人権教育・啓発を行うため人権教育推進員12名を配置、企業や地域の研修会に派遣し、講師・指導助言を行い、人権教育・啓発の推進を図っている。</p>	<p>・企業研修派遣回数 55回 ・地区研修会派遣回数 98回 コロナ禍により例年の約半数。集合研修の代わりに資料配布等工夫して実施</p>
	<p>④人権標語・ポスターの募集・掲示 人権に関する標語・ポスターを学校や企業から募集し、人権を尊重する意識の高揚を図るとともに、作品を市内の主要な場所に掲示して人権啓発を図る。</p>	<p>・11/29人権フォーラムにて表彰式 ・市公共施設、小中学校等、保育園、地区公民館などにポスター掲示</p>
	<p>⑤広報誌・啓発冊子等による啓発 ・市報「シリーズ@じんけん」 隔月掲載（偶数月） ・FM鳥取「人権啓発放送」 隔月放送（奇数月） ・広報誌「センターだより」毎月発行。ホームページ掲載 ・啓発冊子の購入「月間ヒューマンライツ」「月間部落解放」等 ・啓発リーフレット発行</p>	<p>[テーマ] 本人通知制度、子ども食堂、ハンセン病、パワーハラスメント、男女共同参画等 年6回掲載 年6回放送 人権福祉センター10カ所 庁内各部各支所配布 「STOP! コロナ差別!」10,000部</p>
	<p>⑥公益財団法人鳥取市人権情報センターとの連携・活用 人権情報センターは人権に関する専門機関として、センターの特色である市民参加型の手法を取り入れながら、市からの人権とっとり講座やネットモニタリング等の業務委託をはじめ、専門性を活かした様々な研修会や市民団体への活動支援等の事業を実施している。</p>	<p>連携事業 ・人権とっとり講座、人権フォーラム ・ネットモニタリング ・@じんけん、啓発冊子等へのアドバイザー ・市人権教育推進員の派遣</p>

基本的施策	事業等取組状況	実績
(2)地域への啓発	①鳥取市地区人権啓発推進協議会連合会等の支援 地域に根ざした人権教育を推進するため、市民の自主的活動を推進する目的で、鳥取市地区人権啓発推進協議会連合会の支援、各地区同和教育推進協議会等（52地区）の活動強化を図っている。	・連合会関係会議 総会「書面表決」、理事会 6 回開催 ・小地域懇談会参加者数 4,625人
	②地域の指導者の養成 ・地域の指導者養成の一環として、地区同推協等会長研修会、地区人権啓発推進員研修会を開催している。 ・「鳥取市社会人権教育・啓発推進の手引き」を指導者用として各地区に隔年で配布し活用を図っている。（令和元年度配布）	・会長研修会 6/26 参加者数 47人 ・地区人権啓発推進員研修会 第1回 7/11、12 参加者162人 第2回 中止
(3)企業への啓発	①研修会の開催 鳥取市人権教育協議会の企業部会会員を主な対象とした企業人権問題研修会を開催。	・代表者対象研修会 6/5中止 ・企業人権啓発推進員対象研修会 10/1, 2 参加者数 計270人 ・社員対象研修会 2/12 参加者数 57人
	②企業訪問 ・市の人権教育推進員が企業を訪問し、人権研修会の計画策定や研修実施について支援を行う。 ・鳥取市人権教育協議会企業部会への加入促進	・訪問企業数 57社 ・新規加入 R2：2社 ・令和2年度末 加入会員数388社
2 相談支援の強化		
<p>市民の多様で複雑な人権相談に対応するため、支援制度や相談窓口の周知に努めるとともに、国県と連携を図りながら相談員の専門性向上・資質向上に取り組みます。</p> <p>相談支援窓口「人権福祉センター」を中心として相談体制の充実を図ります。また、人権問題の相談は、同時に生活困窮や福祉、就労、教育、住宅等の分野に渡る場合があり、当事者本人に寄り添った個別的・包括的・継続的な相談支援に努めます。</p>		
(1)人権福祉センターの相談支援	①人権福祉センター相談支援事業 市内に中央人権福祉センター含む10センターを配置し、相談支援業務を中心に事業を実施している。人権相談や生活上の様々な困りごと相談を職員または希望により専門相談員（カウンセラー・弁護士）が受け、問題解決のための支援を行っている。	・パネル設置等相談ブースの整備 ・館内のネット環境整備 ・多言語音声翻訳機の配備 【人権相談】延べ1,442件 【生活相談】延べ1,426件
	②相談支援担当者会の実施 人権尊重の視点での相談者対応を行うため、各人権福祉センターの相談担当職員、鳥取市社会福祉協議会の生活支援コーディネーターを対象に毎月1回開催。各センターが受けた具体的な事例や相談内容を参考にケース検討。	・事例（成果、課題等）、支援の方策、他機関連携（12回）
(2)相談窓口の周知	①各種相談窓口の周知 ・市報、市ホームページ、センターだより、各種チラシなどによる情報発信	

基本的施策	事業等取組状況	実績
	②人権交流プラザの利用促進 ・ホームページ掲載やリーフレット等の配布により、施設の利用促進を図り、相談窓口の周知に繋げる。	・人権交流プラザ年間利用者実績 1,252人 ※外壁改修工事のため、令和2年6月～令和3年2月貸館中止 (令和元年度 19,507人)
(3)相談員の資質向上	①隣保館連絡協議会との連携 全国および県内の隣保館と相互連携を強化し、情報交換や各種研修会参加により職員の資質向上、スキルアップを図る。 ②各種研修会参加 その他内部組織や外部の関係機関が開催する人権に関する研修会等に相談員を参加。	【受講研修名】 ・第51回部落解放人権夏季講座 ・第37回生活困窮者自立支援全国研究交流大会 ・第57回全国隣保館職員中国ブロック研究会 【全てオンライン】
3 人材育成の取り組み		
本市の職員を対象に、さまざまな機会を捉えて人権に関する研修を実施しながら、人材育成に取り組めます。地域・職場等においては関係機関と連携して人材育成プログラムの作成ならびに研修等を行い、人材育成に努めます。		
(1)市職員の人権研修	○職員対象人権問題研修会（若手職員対象） 差別事象対応マニュアルの周知 ○人権とっとり講座への職員派遣（課長補佐級） ○県外研修会、全国集会への職員派遣	テーマ「同和問題」 参加人数 61人 7回 参加人数 延べ137人 受講人数 4人 (派遣なし、全てオンライン受講)
(2)地域・職場の人材育成	人権とっとり講座、市民集会等さまざまな研修会を開催することで学ぶ機会を提供し、地域・職場で人権教育・啓発の取組を推進する人材の育成を図っている。また各地区同推協や各企業に配置された人権啓発推進員対象の研修会への参加。	・地区人権啓発推進員研修 参加者数 162人（再掲） ・企業人権啓発推進員対象研修 参加者数 270人（再掲）
4 人権擁護の推進		
国・県等の関係機関と連携し、差別や人権侵害事象に迅速な対応をするとともに、被害を受けた人が自立に至るよう総合的な支援に努めます。		
	○人権擁護委員協議会活動を支援し、人権擁護委員との連携を図りながら人権啓発活動を行う。 ○人権擁護委員による特設人権相談所の設置・広報 ○人権週間（12/4～12/10）の広報 ○全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間の広報 ○ネットモニタリング削除要請の実施 ○相談支援窓口「人権福祉センター」の体制充実、相談員の資質向上	・啓発物品配布・人権の花等啓発活動、広報誌・町内放送・広報車巡回による広報活動等 ・さざんか会館、各総合支所に特設人権相談所を設置 ・削除要請 115件 うち削除実績 29件

分野	№	事業名	担当課	事業概要(目的)	令和2年度事業取組	令和2年度事業実績	令和3年度事業計画
鳥取市人権施策基本方針(第2次改訂)							
全般 (同和含む)	1	鳥取市人権情報センター補助事業	人権推進課	・公益財団法人鳥取市人権情報センターの運営補助センターの特色である市民参画型の手法を取り入れながら、さまざまな人権問題に関する取組を推進するとともに、人権問題の解決を図る市民活動に対する支援を行うことにより、差別のない人権尊重都市鳥取市の実現に寄与することを目的としている。	人権に関する情報の収集・提供事業、調査・研究事業、啓発・相談事業等に取り組む団体に補助金を交付することにより、様々な人権課題に対応し本市の人権啓発の推進を図る。	・センターが実施する人権のつどいや各研究部会の開催、市民活動の支援、機関誌発行等に対し補助を行い連携を図ることで、本市の人権啓発推進の取組を行った。 補助額 30,300千円	社会情勢の変化を踏まえながらセンターが実施する効率的効果的な運営を、継続して支援して。
全般 (同和含む)	2	市民集会等開催事業	人権推進課	・同和問題をはじめとするあらゆる人権課題の解決につながるよう本市の人権啓発・教育の柱として、市民集会を開催。 ・新市域においても各総合支所が中心となり人権集会や各人権講座を実施し市全体で人権啓発に取り組む。	・「人権尊重社会を実現する鳥取市民集会」全体会分科会の開催 ・各総合支所を中心に新市域での人権集会等を開催	・第47回人権尊重社会を実現する鳥取市民集会を新型コロナウイルス感染防止対策のため次年度に延期 ・各町民集会(佐治・青谷) 参加者数 計95人	・第47回人権尊重社会を実現する鳥取市民集会全体会分科会を開催 ・新市域において町民集会を開催
全般 (同和含む)	3	鳥取市人権教育協議会補助事業	人権推進課	・鳥取市人権教育協議会の補助 ・人権教育・啓発の推進を通じて様々な人権課題の解決を図ることを目的とする。 加入団体会員数 419団体	各種の人権啓発活動を実施する団体の運営経費を補助することにより、様々な人権問題解決の取り組みを推進する。	・市人教だより全戸配布、各部会活動等の実施に対し補助を行い、本市の人権啓発推進を図った。コロナ感染対策による事業縮小で予算額3,005千円に対し、補助額2,265千円	様々な人権課題の解決を図ることを目的に人権教育・啓発の推進活動を行う団体に補助金を交付することにより、本市の人権啓発の推進を図る。
全般 (同和含む)	4	地区公民館生涯学習事業(人権啓発事業)	生涯学習・スポーツ課	地域の中で尊重し合い共に生きるための人権尊重の意識を高めることを目的に、人権啓発推進事業を実施する。 ・地区公民館62館(内分館1館)の事業費	地域の人材を育てるひとづくりを目的に、地域の人々が集い交流し合う機会の充実を図る。 各地区公民館にて計画及び実施 ・人権を総合的に学ぶ事業 ・人権行事への参加 ・個別の人権課題に対しての正しい知識を身につける学習機会の提供	各地区公民館が地域の実態に応じた人権啓発推進事業を目的をもって計画し、事業を実施した。ただし、新型コロナウイルス感染対策のため、参加人数の制限等の規制により全体として参加人数が減少した。 事業開催数 延べ122件 参加人数 延べ2,617人	地域の人材を育てるひとづくりを目的に、地域の人々が集い交流し合う機会を充実させる。 各地区公民館にて計画及び実施 ・人権を総合的に学ぶ事業 ・人権行事への参加 ・個別の人権課題に対しての正しい知識を身につける学習機会の提供 ほか
全般 (同和含む)	5	人権に関する職員研修	職員課	職員一人ひとりが人権に関する正しい理解と認識を深め、相手の立場を尊重し、差別のない職場や社会を目指す。	・人権とつどい講座に計画的(対象課長補佐級)に参加受講する。 ・ハラスメント防止研修を所属長と課長補佐級を対象に実施する。	・人権とつどい講座 対象:課長補佐級 参加者161名 ・ハラスメント防止研修 対象:各所属長、課長補佐級、ハラスメント防止委員 参加者99名	・人権とつどい講座に計画的(対象:課長級職員)に参加受講する。 ・ハラスメント防止研修は新任管理職と係長級職員、ハラスメント防止委員を対象に実施予定
全般 (同和含む)	6	市人権啓発推進協議会連合会補助金	人権推進課	・鳥取市人権啓発推進協議会連合会の補助 同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決に向けて、人権を尊重した差別のない明るいまちづくりを推進することを目的に、各地区同推協等との連携を図り、地域に根差した人権教育を推進していく。各地区同推協等 52地区、10ブロック	・連合会の活動を補助することにより、各地区同推協等の諸活動を充実させ、市全体の人権啓発を推進していく。 ・各地区同和教育推進協議会等への活動助成 ・地区人権啓発推進員の育成 ・各ブロックの研修会支援	・各地区同推協への活動助成 52地区 ・地区人権啓発推進員対象全体研修 参加者数162人 ・各ブロック全体研修会 10ブロック実施	・連合会の活動を補助することにより、各地区同推協等の諸活動を充実させ、市全体の人権啓発を推進していく。 ・各地区同和教育推進協議会等への活動助成 ・地区人権啓発推進員の育成 ・各ブロックの研修会支援
全般 (同和含む)	7	人権福祉センター地域福祉事業	中央人権福祉センター	・様々な生活課題を抱える人、社会的孤立の状態にある人に対して社会参加を促す活動を行い福祉の増進を図る。 ・併せて地域福祉を担う人材を育成する。	・主に高齢者や障がい者等を対象に、日常生活訓練、社会適応訓練、創作・軽作業、介護技術指導等を実施する。 ・地域福祉デイサービス、家族介護講座、手話教室等 ・介護職員初任者研修、傾聴力養成講座等	・生活上の課題を抱え社会的支援が必要な高齢者及び障がい者等を対象に当事業を実施し、参加者の自立や生きがいを高める活動を図った。 講座開催回数 計330回 参加人数 計4,542人	・主に高齢者や障がい者等を対象に、日常生活訓練、社会適応訓練、創作・軽作業、介護技術指導等を実施する。 ・地域福祉デイサービス、家族介護講座、手話教室等 ・介護職員初任者研修、傾聴力養成講座等
全般 (同和含む)	8	人権福祉センター地域交流促進事業	中央人権福祉センター	地域住民のニーズを的確に把握し地域課題の解決を図るため、より効果的な地域交流が図られる講座を実施し、地域住民相互の理解と交流を一層促進する。	・人権と福祉のまちづくり講座 ・地域交流促進講座	・地域住民のニーズの把握に努め、効果的な地域交流を図ることができる講座を実施。 講座開催回数 計247回 参加人数 計4,024人	・人権と福祉のまちづくり講座 ・地域交流促進講座
全般 (同和含む)	9	人権福祉センター継続的相談援助事業	中央人権福祉センター	・複合的に困難を抱える人に対し、専門相談員が継続的・個別的・包括的な相談支援を実施する。 ・センター来所者への情報提供や訪問活動により、社会的援護が必要な対象者の早期発見、支援を行う。	・センター利用者への情報提供、訪問活動等 ・専門相談事業(カウンセラー・弁護士)	・人権福祉センター利用者への情報提供や訪問活動等(アウトリーチ)により、生活上の課題を抱え社会的擁護が必要な対象者の発見・支援とともに、適切に専門家(カウンセラー、弁護士)に繋ぐなどのコーディネートを行った。 相談支援2,481件	・センター利用者への情報提供、訪問活動等 ・専門相談事業(カウンセラー・弁護士)
第4次鳥取市男女共同参画かがやきプラン(R3~R7)							
男女共同参画	10	男女共同参画登録団体補助事業	男女共同参画課	登録団体が行う男女共同参画推進に関する広報・研修等の活動支援をすることにより、各団体の自主的活動が活性化され、市民への男女共同参画意識の普及と高揚を図る。	登録団体が行う男女共同参画推進に関する広報・研修等の活動費補助。	延べ7団体に対し計376千円補助	男女共同参画登録団体への活動費補助(予算額:570千円)
男女共同参画	11	男女共同参画啓発講座開催事業	男女共同参画課	男女共同参画に関する啓発講座を通して、受講者のジェンダー意識の改善を図り、地域・家庭・職場等、あらゆる場面における男女共同参画社会の実現を推進する。	鳥取市男女共同参画センター「輝なんせ鳥取」を拠点とする啓発講座の開催	予定していた17講座のうち、4事業が新型コロナウイルス感染症対策のため中止。 延べ受講者数 399人	鳥取市男女共同参画センター「輝なんせ鳥取」を拠点とする啓発講座の開催
男女共同参画	12	女と男とのハーモニーフェスタ事業	男女共同参画課	・女性の積極的な社会参画意識の高揚と男女共同参画に関する市民の意識啓発を図る。 ・参画団体をはじめ男女共同参画社会の実現を目指す活動団体の育成及び活性化。	女と男のハーモニーフェスタの実施	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、次年度に延期。	日時:令和3年10月3日(日) 場所:男女共同参画センター「輝なんせ鳥取」(鳥取大丸5階)及び、バードハット 内容:講演、ワークショップ等
男女共同参画	13	女性活躍推進事業	男女共同参画課	◎ 社会で活躍したい女性が抱える不安の解消、人脈づくり、実現するためのスキルアップできる機会の提供。 ◎ ローモデルとなる地域の女性からの情報発信。 ◎ 社会での活躍を持続するため、働く人へのストレスオフの実施。	専門性を身につけた女性起業家やフリーランスで活躍する女性の交流事業の実施。	日時:令和2年12月5日(土) 場所:男女共同参画センター「輝なんせ鳥取」鳥取大丸5階 内容:きりり☆ さきがけ塾「岡野真規代講演会」受講者29人 ワークショップ等、参加者延べ約150人	平成30年度から3か年計画事業のため、令和2年度で廃止
男女共同参画	14	家庭・婦人相談員設置事業	こども家庭相談センター	家庭内の問題について相談・支援を行い、安全・安心な生活の確保、児童の健全な育成を促す環境を提供する。	専任の職員を配置し、面接、電話、訪問等による家庭・女性相談を実施する。	・専任相談員3名を配置し、家庭内の問題(DV相談、養育相談など)について、相談・支援を行った。 相談件数 延べ1,656件	専任の職員を配置し、面接、電話、訪問等による家庭・女性相談を実施する。

分野	№	事業名	担当課	事業概要(目的)	令和2年度事業取組	令和2年度事業実績	令和3年度事業計画
第6期鳥取市障がい福祉計画・第2期鳥取市障がい児福祉計画(R3～R5)							
障がい	15	相談支援事業	障がい福祉課	市内6か所の指定相談支援事業所に本市の相談支援事業を委託し、障がいのある人が地域で安心して生活していくために必要となる各種サービス利用等のための相談支援・調整等を行う体制を整備し、障がいのある人の地域生活の定着及び移行を積極的に推進する。	基幹相談支援事業所1か所及び8か所(2か所増)の指定相談支援事業所に相談支援業務を委託し、障がいのある方の生活支援や就労支援のための障害福祉サービス等に関する情報提供やアドバイスなどを実施する。	相談対応件数 35,735件(指定相談支援事業所8か所)	基幹相談支援事業所1か所及び8か所の指定相談支援事業所に相談支援業務を委託し、障がいのある方の生活支援や就労支援のための障害福祉サービス等に関する情報提供やアドバイスなどを実施する。
障がい	16	重度障がい者(児)タクシー料金助成事業	障がい福祉課	重度障がい者の日常生活の利便向上と社会参加の拡大を支援するため、タクシー料金の一部を助成する利用券を交付し、障がい者福祉の増進を図る。	引き続き、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A又は精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者で所得税及び住民税非課税の者を対象として、月4枚(申請月に応じて)交付1枚あたり、初乗り運賃相当額(650円を限度)	交付者数 982人 交付枚数 18,305枚	引き続き、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A又は精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者で所得税及び住民税非課税の者を対象として、月4枚(申請月に応じて)交付1枚あたり、初乗り運賃相当額(650円を限度)
障がい	17	障がい者成年後見制度利用支援事業	障がい福祉課	認知症高齢者や知的障がい・精神障がいのある方など判断能力が十分でない人が、一方的に不利な状態にならないよう、裁判所から選任された人(成年後見人等)が本人に代わって保護し本人の権利を守る。	・市長が家庭裁判所に成年後見の開始を申し立てる。 ・被後見人が資力のない場合に後見人報酬を助成する。 ・鳥取市権利擁護支援センターの運営補助	市長申立件数 9件 成年後見報酬助成件数 30件	・市長が家庭裁判所に成年後見の開始を申し立てる。 ・被後見人が資力のない場合に後見人報酬を助成する。 ・鳥取市権利擁護支援センターの運営補助
鳥取市子どもの未来応援計画(H29～R3) 第2期鳥取市子ども・子育て支援事業計画(R2～R6)							
子ども	18	地域子育て支援センター管理費(子育て相談事業)	こども家庭課	地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点を設置し、子育ての不安等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。来所、電話での相談・援助を随時実施し、必要に応じて関係機関との連携を図る。	・子育て等に関する相談、援助の実施 ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ・地域の子育て関連情報の提供 ・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施	鳥取市子育て支援センター 14施設 延べ利用者数 38,716人	・子育て等に関する相談、援助の実施 ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ・地域の子育て関連情報の提供 ・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
子ども	19	子どもの貧困対策推進事業	こども家庭課	家庭の経済的な環境によって左右されることなく、全ての子ども達が夢と希望を持って成長していけるよう、子どもの貧困に対する「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」を行っている関係部署・機関等が連携して、子どもの貧困対策の総合的な推進を図る。	・「鳥取市子どもの未来応援計画」に基づき、子どもの貧困対策推進コーディネーターを中心に、関係機関等と連携を図りながら、子どもの貧困対策に取り組む。 ・第2期鳥取市子どもの未来応援計画の策定に向け、子どもの成育環境に関する調査(ニーズ調査)を実施する。	・鳥取市子どもの貧困対策推進庁内連絡会の開催1回 ・子どもの貧困に関する合同研修(オンライン研修)1回 ・推進コーディネーターによる小学校・家庭等訪問活動 延べ48件 ・子どもの成育環境に関する調査(ニーズ調査)の実施(回答5,817名、回収率47.7%)	・「鳥取市子どもの未来応援計画」に基づき、子どもの貧困対策推進コーディネーターを中心に、関係機関等と連携を図りながら、子どもの貧困対策に取り組む。 ・子どもの貧困対策地域協議会、子どもの貧困対策推進庁内連絡会を開催し、第2期鳥取市子どもの未来応援計画を策定する。
子ども	20	子どもの居場所づくり推進事業費	中央人権福祉センター	民間団体が実施する「こども食堂」の立ち上げや運営の支援	・こども食堂の立ち上げに係る経費の補助 ・こども食堂の運営に係る経費の補助	・立上支援活用団体 2団体2食堂 ・運営補助活用団体 15団体15食堂 補助額 6,302千円	・こども食堂の立ち上げに係る経費の補助 ・こども食堂の運営に係る経費の補助
子ども	21	子ども家庭支援事業	こども家庭相談センター	児童虐待防止のため関係機関と連携することにより、児童虐待の未然防止及び早期発見、早期対応・支援に取り組む。	児童福祉法に基づく「鳥取市要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関との情報交換や役割分担等の調整を行うことにより、児童虐待防止の支援・対策等の検討を行う。	児童家庭相談に応じるとともに、虐待の未然防止及び早期発見、並びに要保護児童等に対する支援を関係機関と連携して行った。 ・要保護児童対策地域協議会 代表者会議 1回 ・要保護児童対策地域協議会 実務者会議 6回 ・要保護児童対策地域協議会 個別支援会議 222回	児童福祉法に基づく「鳥取市要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関との情報交換や役割分担等の調整を行うことにより、児童虐待防止の支援・対策等の検討を行う。
子ども	22	子育て短期支援事業	こども家庭相談センター	保護者の仕事、疾病、その他家庭の事情等で、夜間や休日、また平日の日中(一時的に)、子育てができない場合、児童養護施設において預かりを実施し、保護者の負担軽減を図る。(鳥取こども学園、青谷こども学園に委託して実施)	保護者の仕事、疾病、その他家庭の事情等で、養育が困難となった場合、児童養護施設において以下の預かり事業を実施し、保護者の負担軽減を図る。 ・ショートステイ事業 ・トワイライトステイ事業 ・平日日帰りステイ事業	様々な事情で、家庭での養育が困難な保護者の負担軽減を図るため、児童福祉施設において一時的な短期預かりを行った。 ・ショートステイ事業 延べ376人 ・トワイライトステイ事業 延べ177人 ・平日日帰りステイ事業 延べ47人	保護者の仕事、疾病、その他家庭の事情等で、養育が困難となった場合、児童養護施設において以下の預かり事業を実施し、保護者の負担軽減を図る。 ・ショートステイ事業 ・トワイライトステイ事業 ・平日日帰りステイ事業
子ども	23	魅力と徹底の学力向上推進事業	学校教育課	基礎・基本事項の定着が不十分な児童・生徒もあるため、地域の人材を活用しながら進める「基礎学力定着支援事業」により、家庭や地域との連携を図りながら学力向上に努めている。	保護者や地域への情報発信を推し進め、保護者や地域の声を反映させるとともに、地域人材を積極的に活用し基礎学力向上策を継続する。 ※ R2～事業名変更	「魅力と徹底の学力向上推進事業」の一環として「基礎学力定着支援事業」を実施した。定着支援者129名が、51校2189名を対象に2584回実施した。外国人等児童生徒に対しても、定着支援者2名が2校2名に9回実施した。	「魅力と徹底の学力向上推進事業」の一環として「基礎学力定着支援事業」を実施する。全小・中・義務教育学校の児童生徒を対象に、授業後下校までの時間及び長期休業等を利用して基礎学力の定着支援を図る。定着支援者の選定にあたっては、中学校区における人材の連携や地域との連携を積極的に進める。
子ども	24	児童生徒支援事業	学校教育課	専門家の活用により、不登校等の解消に向けた取組を行う。 ◎ 不登校対策専門委員会を行い、対策事業を推進する。 ◎ 不登校対策専門委員会の委員を各学校に派遣し、助言や支援を行う。	・不登校対策専門委員会の実施 ・スーパーバイザーによる助言指導 ※ R2～事業名変更	・不登校対策専門委員会 2回実施 ・スーパーバイザーによる助言指導 2回実施	・不登校対策専門委員会の実施 ・アドバイザーによる助言指導
子ども	25	人権教育推進事業(いじめ防止教育推進事業)	学校教育課	学校現場で起こるいじめ問題について、すべての学校教育関係者が適切に対応できるため、いじめ防止教育の効果的な取り組みについて検討し、資料や研修を提供することによって学校現場を支援し、いじめ防止教育プログラムをもとに、小・中学校のいじめ防止教育を推進する。	学校現場で起こるいじめ問題について、すべての学校教育関係者が適切に対応できるようにするため、いじめ防止教育の効果的な取り組みについて検討し、資料や研修を提供することによって学校現場を支援する。「いじめ防止対策ハンドブック」をもとに、小・中・義務教育学校のいじめ防止教育を推進する。	・「鳥取市Smileプロジェクト」を通して、いじめ防止教育の取組について全校実施した。 ・各中・義務教育学校の生徒の意見を集約し、「中学生からのSmileメッセージポスター」を作成し、市内各学校及び公共施設等へ配布した。 配布先196か所	学校現場で起こるいじめ問題について、すべての学校教育関係者が適切に対応できるようにするため、いじめ防止教育の効果的な取り組みについて検討し、資料や研修を提供することによって学校現場を支援する。「いじめ防止対策ハンドブック」をもとに、小・中・義務教育学校のいじめ防止教育を推進する。
第8期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画(R3～R5)							
高齢者	26	高齢者介護予防支援バス運行事業	長寿社会課	高齢者の生きがいづくりや地域交流の促進を図るため、高齢者の団体に対して高齢者バスを運行する。	・市社会福祉協議会にバスの運営を委託し、平日の日帰りできる範囲のバス運行を実施。	・高齢者の生きがいづくりや地域交流の促進を図るため、高齢者の団体に対して高齢者バスを運行した。運行回数 222回 利用人数 2,894人	・市社会福祉協議会にバスの運営を委託し、平日の日帰りできる範囲のバス運行を実施。

分野	№	事業名	担当課	事業概要(目的)	令和2年度事業取組	令和2年度事業実績	令和3年度事業計画
高齢者	27	公共交通機関利用助成事業	長寿社会課	高齢者の団体、各地区公民館を拠点に活動している団体が、地域活動、研修会等に参加するための貸し切りバス等を利用する際に運賃を助成する。	・高齢者団体が公共交通機関・貸し切りバスを利用する際の運賃助成(上限5万円)	・高齢者の団体、各地区公民館を拠点に活動している団体が、地域活動、研修会等に参加するための貸し切りバス等を利用する際に運賃を助成した。 利用件数 22件 利用人数 542人	・高齢者団体が公共交通機関・貸し切りバスを利用する際の運賃助成(上限7万円)
高齢者	28	介護予防教室事業	長寿社会課	介護予防などを目的とした運動教室等の開催	・介護予防などを目的とした運動教室等の開催 ・介護予防出前講座の委託事業者の増加 ・新型コロナウイルスへの感染予防対策を徹底し継続実施	・講座を受託した委託事業者 11者 ・地域の高齢者等を対象に、健康教育の実施やパンフレット配布等を行い、介護予防に関する基礎的な知識について普及啓発をした。 開催回数 221回 参加者数 延べ2,480人	・介護予防などを目的とした運動教室等の開催 ・介護予防出前講座の委託事業者の増加 ・新型コロナウイルスへの感染予防対策を徹底し継続実施
高齢者	29	認知症地域支援・ケア向上事業	長寿社会課	認知症地域支援推進員を中心に、地域における認知症の方とその家族に対する支援体制の構築を図る	・認知症地域支援推進員の配置拡充 ・認知症の方やその家族を支援する体制の強化 ・認知症カフェの開設や運営に対する支援	・認知症地域支援推進員6名配置 ・認知症への理解を深める啓発活動を10回実施。延240人参加。 ・認知症本人相談員によるピアサポート「おれんじアトとつり」を月1回実施、家族介護相談員によるピアサポート「認知症介護家族の集い」を月1回実施 ・新規カフェの立ち上げに向けた協議体への参加 カフェ連絡会、研修会の実施	・認知症地域支援推進員の配置拡充 ・認知症への理解を深める啓発活動の実施 ・認知症本人の社会参加支援や本人発信の支援 ・認知症の方やその家族を支援する体制の強化 ・認知症カフェの開設や運営に対する支援
高齢者	30	生活支援体制整備事業	長寿社会課	高齢者の社会参加の促進と地域における生活支援サービスの提供体制の確保	・個別事例への介入による地域とのかかわりや多職種間連携 ・検討会や定例会を「鳥取市地域包括ケアシステム推進連絡会」に統合し、構成員や協議内容の見直し	・生活支援コーディネーター6名配置 ・地域資源の調査・ニーズ把握、地域福祉活動への支援 ・「鳥取市地域包括ケアシステム推進連絡会」を月1回開催 ・「暮らしを考える会」(住民説明会)の実施	・生活支援コーディネーター7名配置 ・個別事例への介入による地域とのかかわりや多職種間連携 ・「鳥取市地域包括ケアシステム推進連絡会」の開催 ・「暮らしを考える会」(住民説明会)の実施
高齢者	31	成年後見制度利用支援事業	長寿社会課	・成年後見制度が必要な人で親族等の申立がない場合に、鳥取市長が申立人となり、成年後見制度の申立を行う。 ・成年後見制度の利用が必要だが、家庭裁判所への後見等の申立に必要な費用を負担することが困難な人に対し、申立費用を助成する。 ・成年後見制度を利用されている方で、経済的な理由により本人の財産から後見報酬を支払うことが困難な方に対し、後見報酬の全部又は一部を助成する。	・成年後見制度市長申立を行う。 ・登記手数料、鑑定費用などの申立費用の全部又は一部を助成。 ・後見報酬の全部又は一部を助成。	・成年後見制度の利用に際して、必要となる費用を負担することが困難な人に対し、申立費用や報酬を負担した。 申立件数 28件 申立費用助成 29件 報酬助成件数 77件	・成年後見制度市長申立を行う。 ・登記手数料、鑑定費用などの申立費用の全部又は一部を助成。 ・後見報酬の全部又は一部を助成。
高齢者	32	市民後見人養成事業	長寿社会課	成年後見制度を適切に利用できる環境の確保を目的に市民後見人を養成する	・受講者増加に向けた取り組み ・受講修了者への活動支援	・専門職以外の一般市民に養成研修を行い、市民後見人として活動できる人を育成した。 ・市民後見人バンク新規登録者 7人	・受講者増加に向けた取り組み ・受講修了者への活動支援
鳥取市多文化共生推進プラン(R3~R8)							
外国人	33	国際交流プラザ運営事業(在住外国人支援事業)	文化交流課 国際交流プラザ	・国際交流プラザで在住外国人が安心して生活するための相談や、リサイクル日用品の提供等の支援を行う。 ・在住外国人と地域住民との交流機会を設けるためのイベント等を実施する。 ・日本語を十分に理解できない外国人住民への日本語指導等を行う。	・国際交流プラザの紹介パンフレットを作成、配布 ・日本語指導ボランティア登録者への活動支援 ・にほんごカフェの実施	・外国人住民相談件数(国際交流プラザ) 88件 ・パンフレット200部作成、配布 ・日本語指導ボランティアの集い 年1回7名の参加 日本語指導ボランティア活動者 44名 ・にほんごカフェ 年3回31名の参加	・国際交流プラザの紹介パンフレットを作成、配布 ・日本語指導ボランティア登録者への活動支援 ・にほんごカフェの実施
外国人	34	国際交流プラザ運営事業(市民国際理解推進事業)	文化交流課 国際交流プラザ	在住する日本人と外国人が相互に国際理解を深め国際交流を促進することで、住民の意識向上と地域の国際化の推進を図る。国際交流員が公民館等に出向き国際理解講座を開催し、文化や習慣について紹介する。	・外国語講座の開催 ・国際理解講座、交流イベントの開催 等	・語学講座 年4講座32回35名の参加 ・世界を旅する講座 年1回14名の参加 ・国際クッキング教室 年1回9名の参加	・外国語講座の開催 ・国際理解講座、交流イベントの開催 等
外国人	35	国外情報発信事業	文化交流課	・国際交流員の配置による国際交流業務の円滑な推進を図る ・地域での国際理解講座、語学講座に国際交流員を派遣し、国際理解を推進する。	ドイツ、中国、韓国の国際交流員を各1名ずつ配置	・ドイツ、中国、韓国の国際交流員を1名ずつ配置 ・国際交流員の外部派遣実績 24回 ・参加者数 462人	ドイツ、中国、韓国の国際交流員を各1名ずつ配置
鳥取市新型コロナウイルス感染症対策行動計画(R2.3制定)							
病気	36	感染症対策推進事業	保健所保健医療課	感染症の発生時における危機管理体制を平常時から整備するとともに、感染症患者に対する適切な医療の提供を図る。また、感染症の発生動向を調査し、感染拡大の兆候を探知し適切な予防活動を実施する	・診査協議会の開催 ・感染症患者の医療費公費負担 ・各種啓発	・診査協議会の開催:感染症診査協議会45回、結核部会29回 ・感染症患者の医療費公費負担:随時 ・各種啓発:通年	・診査協議会の開催 ・感染症患者の医療費公費負担 ・各種啓発
病気	37	結核予防対策事業	保健所保健医療課	結核の予防・拡大防止を図り、また結核患者に適正な医療を提供するため、研修啓発事業、結核医療費の公費負担、服薬支援を行う	・従事者研修の開催 ・接触者検診、管理検診の実施 ・医療費の公費負担 ・服薬支援の実施	・従事者研修の開催:未実施 ・接触者検診、管理検診の実施:随時 ・医療費の公費負担:随時 ・服薬支援の実施:随時	・接触者検診、管理検診の実施 ・医療費の公費負担 ・服薬支援の実施
病気	38	がん医療提供体制整備事業	保健所健康・子育て推進課	抗がん剤による脱毛や乳がん手術による乳房切除など、がん治療による外見上の変貌に対するがん患者の心理的負担を軽減するとともに、療養生活の質の向上を図る	ウィッグ(かつら)及び補正下着などの購入費助成について随時申請受付	申請件数 82件(ウィッグ64件、補正下着18件) ※うち鳥取市73件(ウィッグ57件、補正下着16件) 東部4町9件(ウィッグ7件、補正下着2件)	ウィッグ(かつら)及び補正下着などの購入費助成について随時申請受付

分野	№	事業名	担当課	事業概要(目的)	令和2年度事業取組	令和2年度事業実績	令和3年度事業計画
鳥取市地域防災計画(R元.修正)							
災害時	39	総合防災対策事業	危機管理課	市民への防災情報提供体制の充実、市民、地域、事業所、行政等の連携による「自助」、「共助」、「公助」の体制整備	・防災ラジオの普及・促進 ・ラジオ・テレビ等広報媒体を使つての防災情報発信 ・災害時応援協定の拡充 ・地区防災マップの作成支援1件(社地区)	・防災ラジオ運用開始 R2.4.1～ ・防災ラジオ普及促進 販売台数13,047台 ・ラジオによる防災情報定時放送 1,107台 ・災害応援協定の締結 7件 ・地区防災マップの作成支援1件(用瀬・社地区)	・防災ラジオの普及・促進 ・ラジオ・テレビ等広報媒体を使つての防災情報発信 ・災害時応援協定の拡充 ・地区防災マップの作成支援
災害時	40	自主防災会関係事業	危機管理課	各地域自主防災会の活動を支援することにより、災害時に必要とされる「共助」の強化を図るとともに、活動を通じて市民の防災意識向上(自助)に繋げていく。	・防災指導員・防災リーダー育成・支援 ・自主防災会の訓練・研修支援	・防災リーダーフォローアップ研修(2回) 参加者82名 ・自主防災会訓練 776回開催 ・自主防災会研修支援回数 22回	・防災指導員・防災リーダー育成・支援 ・自主防災会の訓練・研修支援
災害時	41	避難行動要支援者支援制度普及促進事業	地域福祉課	地震や洪水などの災害時において、障がいのある方、ひとり暮らしの高齢者などの要支援者が、地域の「共助」により支援を受けられる体制づくりの推進を図る。	要支援対象者の範囲を絞り込んだ「避難行動要支援者対象者リスト」を作成し、このリストを地域の支援組織(自治会、自主防災組織、民生児童委員、地区社会福祉協議会等により構成された組織)に提供し、要支援者の存在を認識していただくとともに、対象者に対して制度への登録勧奨を行っていただく。	・避難行動要支援者対象者リストを作成して地域支援組織に提供し、地域の共助による要配慮者の避難支援を行った。	要支援対象者の範囲を絞り込んだ「避難行動要支援者対象者リスト」を作成し、このリストを地域の支援組織(自治会、自主防災組織、民生児童委員、地区社会福祉協議会等により構成された組織)に提供し、要支援者の存在を認識していただくとともに、対象者に対して制度への登録勧奨を行っていただく。
災害時	42	災害時における支え愛地域づくり推進事業	地域福祉課	支え愛マップづくりを通じた町内会、集落単位で取り組む災害時の要支援者避難体制及び平常時の見守り体制の構築を支援することにより、身近な地域で安全安心な生活基盤の整備を行う。	県と協調し、引き続き支え愛活動への支援をしていく。	コロナ過により支え愛マップづくり申請団体なし	県と協調し、引き続き支え愛活動への支援をしていく。
第2期いのち支える鳥取市自死対策推進計画(R3～R7)							
自死	43	自死対策強化事業	保健所保健医療課	・こころの健康の保持増進を図り、自死予防につなげるために、地域等に出向き、講話等を実施する。 ・自殺予防週間(9月)、自殺対策強化月間(3月)の啓発強化	・ゲートキーパー養成講座 ・心の健康づくり研修会 ・心の健康に関する相談 ・こころと命を守るパネル展 ・その他啓発	・ゲートキーパー養成講座:1回 32人 ・自死予防研修会:1回 24人 ・心の健康に関する相談 延 3,190件 ・こころと命を守るパネル展 9月、3月実施 ・その他啓発 通年	・ゲートキーパー養成講座の開催 ・心の健康や自死予防に関する研修会の開催 ・心の健康に関する相談 ・こころと命を守るパネル展 9月、3月実施 ・その他啓発 通年
その他							
出所者	44	更生保護団体補助金	地域福祉課	保護司会、更生保護観察協会及び更生保護給産会の社会福祉団体の更生保護活動又は奉仕活動を支援し、社会福祉の増進を図る。	犯罪・非行予防事業、更生保護事業等の更生保護活動を行っている関係団体に補助金を交付することにより、更生保護事業の充実を図ります。	鳥取保護区保護司会 560,000円 鳥取県更生保護給産会 22,950円 鳥取県更生保護観察協会 42,500円	犯罪・非行予防事業、更生保護事業等の更生保護活動を行っている関係団体に補助金を交付することにより、更生保護事業の充実を図ります。
生活困窮	45	生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業)	中央人権福祉センター	中央人権福祉センター内にパーソナルサポートセンターを設置し、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し自立相談支援を実施する。	・自立相談支援事業 ・住居確保給付金の支給 ・家計改善支援事業 ・就労準備支援事業 ・学習支援事業	・相談支援事業 新規相談655件 就労支援65人 ・住居確保給付金の支給 117世帯 20,490千円 ・家計改善支援事業 11件 ・就労準備支援事業 7件 ・学習支援事業 6件	・自立相談支援事業 ・住居確保給付金の支給 ・家計改善支援事業 ・就労準備支援事業 ・学習支援事業
生活困窮	46	生活困窮者自立支援事業(就労支援相談事業)	生活福祉課	生活保護受給者に対して就労支援、生活保護受給世帯の児童・生徒に対し学習支援を行う。	・就労支援事業(就労自立促進事業・就労準備支援事業) ・子どもの学習支援事業	・就労支援事業 事業参加者数 延べ204名 うち就労に結び付いた人数延べ44名 ・子どもの学習支援事業 参加児童・生徒数 13名	・就労支援事業(就労自立促進事業・就労準備支援事業) ・子どもの学習支援事業
生活困窮	47	職業紹介事業	経済・雇用戦略課	職業安定法に基づく職業紹介事業者として専任の雇用アドバイザーを配置した鳥取市無料職業紹介所を設置し、求職者に対する相談受付や職業紹介など、きめ細やかな支援を行う。	・市内企業の人手不足を解消するため雇用アドバイザーによる求職者に対する相談受付や職業紹介を実施。	・雇用アドバイザー1名を配置し、求職者をデータベース登録・管理しながら、求職者の就労相談や企業とのマッチング支援、求人企業の新規開拓などを実施した。 就職者数 5人 求職登録者数 4人 ・上記に加え、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりアルバイトの機会が減少した学生と人手不足の農業現場とのマッチングを実施。学生の生活の維持と農産物の安定生産を目的として農林水産部が実施した「若者応援農の雇用支援事業」にて学生のマッチングを延べ133件実施。	・キャリアコンサルタント(国家資格)を有する雇用アドバイザーを新たに1名配置することにより、求職者に対する相談受付や職業紹介を行うとともに職業能力の開発や向上を支援する。
インターネット	48	人権教育推進事業(携帯インターネット教育啓発推進事業)	学校教育課	市内の各小・中学校において、児童生徒及び保護者、職員を対象に情報モラルに関する専門家による講演を行う。	市内の各小・中・義務教育学校において、児童生徒及び保護者、職員を対象に情報モラルに関する専門家による講演を行う。	・児童生徒及び保護者、職員を対象に情報モラルに関する専門家による講演を行った。開催回数 21回	市内の各小・中・義務教育学校において、児童生徒及び保護者、職員を対象に情報モラルに関する専門家による講演を行う。
インターネット	49	インターネットモニタリング事業	人権推進課	インターネット上の悪質な人権侵害事案を発見し、国・県、関係機関と連携しながら適切な対応を行う。	インターネット上の部落差別事象の実態を把握し、対応策の検討及び今後の啓発に資する。	・ネットモニタリングによりインターネット上の部落差別事象の実態把握を行い、プロバイダに対し削除依頼を実施した。令和2年度からコロナ差別のモニタリングも開始した。	インターネット上の部落差別を含む差別事象の実態を把握し、対応策の検討、削除要請に取り組む。

犯罪被害者等支援の動向について

鳥取市人権政策局人権推進課

1 現状・課題

(1) 背景

犯罪被害者支援については、社会全体の連帯共助の精神から、国の犯罪被害給付制度により犯罪被害者等給付金が遺族・被害者に支給されるが、要件の審査等に数か月を要する。

犯罪被害者や遺族の方は、犯罪被害直後に、予期しない出費が必要となる場合がある。行政には、犯罪被害者が経済的困窮に陥ることがないように経済的支援制度の設立や、早期に社会生活を取り戻せるよう日常生活の支援制度の整備が求められている。

2019年の京都アニメーション放火事件では、被害者・遺族の居住地が各地にわたっており、犯罪被害者を支援する制度の地域格差が浮き彫りとなった。

(2) 犯罪被害の状況

犯罪被害者及び家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という）は、犯罪等による直接的な被害だけでなく、二次的被害にも苦しんでいるとされる。

	直接的被害	二次的被害
犯罪被害発生	生命を奪われる(家族を失う) 身体に傷害を負う 財産を奪われる	●心身への影響（精神的ショック、身体的不調） ●経済的な困窮（生計維持者を失う、医療・介護費の負担、休職・失職、転居等） ●精神的な苦痛（周囲の心ない言動、SNS等による誹謗中傷、過剰な取材等） ●捜査・裁判への対応（精神的・時間的・身体的負担や苦痛、費用負担等） ●再被害（加害者からの更なる被害）への不安・恐怖 など

2 法・条例等の制定状況（全国）

(1) 「犯罪被害者等基本法」（平成16年12月成立、平成17年4月施行）抄

犯罪被害者のための施策を総合的・計画的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益を守ることを目的として、平成16年に基本理念や施策の方向等を定めた法が制定された。

（国の責務）

第4条 国は、前条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(2) 犯罪被害者等支援に特化した条例

全国の地方公共団体において、犯罪被害者等支援を目的とした「犯罪被害者等支援に特化した条例」（以下「特化条例」という。）（※）を制定し、併せて「見舞金制度」を導入する動きが広がっている。

（※）専ら犯罪被害者等の支援に関する事項について定めた条例をいい、安全で安心なまちづくり条例のように、条例の一部に犯罪被害者等施策が盛り込まれているものは含まれない。

【特化条例の制定状況】（令和3年4月1日時点）

■都道府県

32都道府県／ 47都道府県 → 約68%が制定 （R2.4.1 21都道府県）

うち8都道府県が「見舞金制度」導入

■市区町村

384市区町村／ 1,724市区町村 → 約22%が制定 （R2.4.1 326市区町村）

うち377市区町村が「見舞金制度」導入

【特化条例の主な規定内容】

目 的	犯罪被害者等支援施策の総合的な推進、被害者を支える地域社会の実現
基本理念	被害者の個人の尊厳・適切な処遇、きめ細やかな切れ目ない支援
責 務	県(市)、県民(市民)、事業者、民間支援団体等
基本的施策	相談対応・情報提供、日常生活の支援、安全の確保居住の安定、雇用の安定、経済的負担の軽減、広報啓発、住民理解の増進、民間支援団体の活動支援 など

3 鳥取県の条例等制定状況

(1) 「鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例」(平成20年6月制定)の一部改正

令和2年3月、鳥取県は、犯罪防止を目的とした「鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例」を、犯罪被害者等支援をより明確にするため、一部改正を行いました。

○犯罪被害者等支援団体の責務を明記

○犯罪被害者等支援団体に対する県の支援を明記

(2) 「鳥取県犯罪被害者等見舞金給付補助金交付要綱」の制定

令和3年4月、鳥取県は、犯罪行為により亡くなられた方の遺族又は重傷病を負った人に、市町村が支給した犯罪被害者等見舞金に対し、その一部を補助する事業を新たに導入した。



鳥取県内の市町村に対し、犯罪被害者支援に関する条例の制定および見舞金支給制度の導入を依頼。

「鳥取県犯罪被害者等見舞金給付補助金交付要綱」

【主な内容】

- 1 目的 犯罪行為により死亡した者の遺族又は重症病を負った者に見舞金を支給する市町村を支援するため、県がその一部を補助するもの
 - 2 施行 令和3年4月1日
 - 3 対象者
 - ①遺族見舞金 死亡被害者の遺族
 - ②傷害見舞金 負傷または疾病（精神的な疾病を含む）により、その治療期間が1月以上と医師に診断された者
 - 4 補助率 市町村交付額の2分の1
 - ①遺族見舞金 一人につき上限15万円
 - ②傷害見舞金 一人につき上限5万円
- ※原則、市町村の見舞金と同額（総額の1／2）を想定

(3) 鳥取県内市町村における特化条例等の制定状況・・・別紙1

特化条例 制定済み 6 町 /19 市町村 (31%)

岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、湯梨浜町、北栄町

うち 6 町が「見舞金制度」導入

(令和3年9月時点 鳥取県くらしの安心局調査)

参 考

「若桜町犯罪被害者等見舞金支給規則」 ← 「若桜町犯罪被害者等支援条例」

(一人当たり見舞金の額)

①遺族見舞金 30 万円

②傷害見舞金 10 万円 1 月以上の治療を要する重傷病

4 鳥取市の対応

「鳥取市安全で安心なまちづくり推進条例」（平成17年9月公布・平成18年1月施行）

（目的）犯罪を未然に防止し、市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができるまちづくりについて、基本理念、基本計画等を定め、市及び市民等の責務を明らかにすることにより、安全で安心な地域社会の実現を図ることを目的とする。

○本条例は犯罪の防止を目的としたもので、「犯罪被害者等に対する支援」の規定はないが、相談を受けた場合には、個別に相談に応じ必要な支援を行う。

○今年度、鳥取県の条例改正、補助制度の創設を契機に、当市においても、警察など関係機関との連携方法や支援内容といった犯罪被害者等支援の在り方の整理、見直しを行い、その中で、特化条例の制定または既存条例の改正、見舞金制度導入の可否についても検討する必要がある。

生活困窮者の支援について

生活保護に至る前の段階の自立強化を図るため生活困窮者(就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者)に対する措置として、自立相談支援事業や住居確保給付金の支給事業等を実施しています。

○自立相談支援事業 新規相談件数

中央人権福祉センター内にパーソナルサポートセンターを設置し、主任相談支援員(1名)と相談支援員(3名)により、相談支援事業を実施しています。コロナ禍において相談件数が急増しています。

年度	件数	備考
令和元年度	276	
令和2年度	656	
令和3年度	346	8月末現在

○フードサポート事業 支援件数

生活困窮者等に対し、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に生活に必要な食料等を提供しています。

令和2年12月より「フードパントリー」ブースを設置し、経済的に困窮しているひとり親家庭や学生への支援の強化を図っています。

年度	件数	備考
令和元年度	125	
令和2年度	162	
令和3年度	60	8月末現在

性的マイノリティのためのコミュニティスペースについて

令和3年1月より、毎月1回、LGBT当事者のコミュニティスペース（居場所）を定期的に開設し、当事者の「生きづらさ、孤立」などの解決に資する取り組みとして実施しています。

- ・ 専門相談の定例3回/月のうち1回を「コミュニティスペース」として開催
- ・ ファシリテーターは、LGBT当事者の相談対応可能な専門相談員（カウンセラー）
- ・ 人権福祉員はファシリテーターをサポート
- ・ 生活支援が必要な当事者には、相談支援員が対応

【利用者の声】

- ・ 会話できるスペースがあり、普段話せない内容の話をはなせて良かった。(10代)
- ・ 雰囲気やわらかくて、居心地が良かったです。タコパでたくさん会話が生まれたので、セクシュアリティのことも、じょじょに話せたらいいなと思います。(20代)
- ・ 初参加でした、コーディネーターやスタッフの皆さんの雰囲気が良く友人にも紹介したいと思います。(30代)
- ・ 初めて会う方とも楽しくしゃべれて良かったです。また、参加したいです。(30代)
- ・ スタッフの関わり方が安心して（初めてでも）参加することができました。(40代)
- ・ 参加してよかった。素直にそう想えます。(50代)
- ・ 次回が楽しみです。参加者みんなの思いや考えを知れたから、笑顔に出会えたから。(50代)



(別紙)

生活困窮者自立支援制度 案内チラシ

生活に困っている

生活困窮者自立支援制度

ひとりで抱えこまずに
まずはご相談ください

仕事が見つからない

家賃を払えない

住む所がない

家族のことで悩んでいる

社会に出るのが怖い

将来が不安

病気で動けない

働きたくても働けない、
住む所がない、など。
まずは困り事をお聞かせください。
地域の相談窓口と一緒に考え、
解決へのお手伝いをします。
ご家族などまわりの方からの
相談でも受付いたします。

無料相談

ご相談は、その内容によって次の種類の窓口をお願いします。

【自立相談支援事業について】
鳥取市パーソナルサポートセンター（鳥取市中央人権福祉センター内）TEL 0857-20-4880・FAX 0857-24-8067
【生活保護給付金の支給について】
鳥取市福祉保健課生活福祉課（TEL 0857-20-3476・FAX 0857-20-3405）

フードパントリー案内チラシ

ひとり親家庭支援・フードパントリー

フードパントリーとは、生活に困っている人々に食品等を無料で提供するための地域の拠点です

生活に困窮しているひとり親家庭等へ必要時に食品を提供します
困ったときはお互い様です ひとりで悩まず、まずはご相談ください

☆提供場所 中央人権福祉センター（〒7151 人権交流プラザ内）
☆提供時間 午前9時～午後5時（土日祝祭日、年末年始休業日は除く）
※特段の事情がある場合は、上記の時間外に対応することも可能です

【提供方法】

- 運転免許証等により本人確認を行い、必要な食品を提供します。
- 提供食品は一定期間保存可能な食品です。（米、レトルト食品、インスタント食品、缶詰など）
- 相談支援員が面談を行い、困りごとをお聞きし、支援に関する情報を提供します。

【連絡先】鳥取市中央人権福祉センター（〒7151 善地 人権交流プラザ内）
0857-24-8241 ※ jin-chuo@city.tottori.lg.jp

コミュニティスペースの様子

